

---

---

## 日本村落研究学会 研究通信

( No. 179 1995. 4. 15 )

《事務局》 大内雅利 (明治薬科大学) / 高田滋 (東京学芸大学)

〒184 東京都小金井市貫井北町 4-1-1

東京学芸大学 教育学部 社会科学学科 高田研究室

Tel: 0423-25-2111 (内線2449) / FAX: 0423-21-6010

郵便振替口座 00180-1-716934

---

---

- |                      |                   |
|----------------------|-------------------|
| 1. 戦後半世紀・雑感          | 5. 会員異動           |
| 2. 第43回(1995年)大会について | 6. 会員獲得のための提案(投稿) |
| 3. 農村女性についての研究会(仙台)  | 7. 日本村落研究学会会則     |
| 4. 北海道地区研究会報告        | 8. 会費納入のお願い       |
- 

### 戦後半世紀・雑感

成蹊大学 安原茂

近ごろ、種々の事情にまぎれて、むらを丹念に歩くことがすくなくなってきたが、時折、若干の自治体や、農協などを訪ねて、いわば費孝通流に言えば<馬上看花>的な聴取りをすることがなくもなく、そうした経験のなかで感じたり考えたりすることのなかから若干の事柄を、事務局からの何か雑論をというお言葉に甘えて記してみたい。

1995年で戦後50年。「戦後」という言葉もいまの若い学生諸君にとってはもはやリアリティを喪失しつつあるようだが、いずれにしても戦後50年。そして1995年はまた、米輸入自由化を前提とするミニマム・アクセスが開始される年でもある。米の自由化が、日本の農業、農民に何をもたらすかはまことに予断を許さないであろうが、食管法のとりあつかいなどとも関連して、農地改革によって開始された戦後日本農村社会史上の一画期をむかえることは疑いえないところであろう。米の過剰化に対する減反政策という、これまた日本史上類を見ない奇妙な政策の上に国会全会一致の米輸入反対決議が簡単に無視された経緯は記憶に留まる。そうした状況のなかで、戦後日本農民、農村は戦後半世紀を迎えたのである。この半世紀は農民、農村にとって、すさまじい転変をもたらした。田植機の導入に象徴される移植稲作における小型機械化の一貫化、兼業所得の優位のもとに実現された農家所得の都市勤労者所得との平準化、農業就業者の女性化、高齢化、そしてこれまた日本歴史上初めての広汎な過疎山村の出現などなどはその一端にほかならない。農家子弟の高学歴化と急激な脱農化などもその一端である。このようにみれば、戦後半世紀の農村の歩みは、ここでひとつのサイクルの終りをえがきつつあるようにも思われる。

筆者が、はじめてムラの調査に入ったのは昭和30年代であったが、そのころの農家は農地改革による鼓舞をうけつつなおいたるところで地主制下の惨苦のあとをひきずっていたようにみえた。ある新潟の山村では、屋内にガラス戸も紙障子もなく、土間の入口には

ムシロがつり下げられ、座敷と外気をへだてるものは板戸であって、ひるは板戸がつり上げられて外光を屋内にとり入れていた。また、関東平野の米単作村では、屋外の納屋の片隅にドラム缶の風呂がおいてあった。暗い裸電燈のもとでぬるい湯に汗をおとしたが、翌日みると泥まみれの濁水であった。それからまたしばらく後の時期には、調査で訪問中のお宅で昼食時になり昼食を御馳走になることもすくなくなかったが、はじめの時期に出されたのは自家製みそのみそ汁、菊の漬物などのついた白米飯であったが、しばらくするとあるところでインスタント・ラーメンが出された。缶詰と同じくお金で購入したものを客に出すのが御馳走であったからである。こうして、食生活のなかにも貨幣経済・商品が浸透しはじめた。いずれにせよそれらは、1990年代の農村ではほとんど経験することの無いことであろう。明治維新以降、ほぼ100年近く持続してきた農家生活における一種の停滞が破られ、はげしいスピードで流動化が開始されたともいえよう。そしてそのような農村社会流動化の一掃結が1995年の現状であるとするならば、この間の推移は丹念な記録に値するに思われる。むろん、村落社会研究会に報告された無数の調査報告は、戦後半世紀のいわば戦後日本村落現代史への貴重な資料であることは言うまでもないが、そして、今日盛行している多くの自治体史（村史、町史など）のなかに自治体領域の地域史としての大きな筋道がたどられているには相違ないものの、これをさらにミクロに落して、集落史レベルでこの足跡を追うこともまた重要な試みではないかと思われる。

近年便宜を与えられて、沖縄の農村を少し歩く機会があったが、驚いたことのひとつは沖縄における住民主体の字誌（部落史）作りの盛行であった。筆者も村の故老たちが記憶をたよりに（戦場となった沖縄では多くの記録が失われた）作成したばかりの某字誌を戴くことができたが、古書店にゆくとすくなくからぬ字誌が書棚に並んでいる。沖縄における字誌づくりの盛行については種々の理由のあることであろうがいまはそれには立ち入らない。要するに本当に活発な字誌づくりの現場に立ち合った感をとどめ得なかった。ひるがえって本土農村についてみるとどうであろうか。かつて日本資本主義論争で活躍した講座派の農業理論家であった関矢留作が北海道の郷里に帰った後自部落の歴史を「野幌史」としてまとめたことは知ってはいたが、本土農村における部落史については筆者の無知であろうかあまり知るところはない（注1）。調査の過程で、区長日誌などとよばれる文書類にはしばしば接することがあり、調査報告の一部にそれらを利用してもらったことはすくなくないし、常会日誌のような形で上梓されたものを戴いたこともないではない。しかしそれはやはり部落史にとっては基本資料のひとつではあるがやはりそれにとどまるであろう。『善治日誌』や『西山光一日記』などは公刊されているが、これに類する部落誌の収集、検討が、ひとつの課題として残されているように感じられる（注2）。

ところで、1990年は農業センサスにとってもひとつの画期であったように思われる。ここで従来の農家概念の改訂がおこなわれ、農家分類のなかに〈販売農家〉〈自給農家〉というカテゴリが導入された。また農家規定下限規模の地域差をなくし全国統一的に10アール以上とした。この結果、日本の農家は、統計的には三種類に大区分される。ひとつは経営面積10アールないし農産物販売金額15万円以下のセンサス外農家。これはセンサスから排除されたものである。第2は経営面積30アール未満の「自給的農家」で、第3は経営面積30アール以上の「販売農家」である。この「自給的農家」のカテゴリが登場した理由は次のようである。「近年農業や世帯員の高齢化が進行する中で、生計の大部分を農外所得、年金等に依存し、農業生産は自給的なものにとどまる小規模な農家のシェアが高ま

っており……農家を基本的に等質なものとみてきた現行の農林統計調査の方法では農家の実態を的確に把握し難いという問題が生じている」からであると。産業統計としての農林業センサスという観点からすればこのような分類が生じることは理解しうることであるが、零細稲作の性格を今日にまで存続させている日本農業における〈自給的性格〉は、また別の観点からの検討が加えられるべきであるようにも思われる。そしてそれは案外、ムラを見るときに重要な意味を有するようにも思われる。若干の数字についてこの問題を見よう。90年センサスにおける自給的農家の比率はセンサス対象農家の22.8%であった。60年センサスの組み替え数字によると、60年時点の自給農家は21.9%である。つまり、〈近年〉とくに顕著に増加したというべき数字ではない。また、90年センサスの販売農家につき農産物販売金額別にみると「販売なし」が販売農家の6.3%、15万円未満が同じく8.4%をしめ、販売農家とされるもののうち約15%程度はその内容上ほとんど「自給的農家」と性格を等しくするものというべきであろう。さきの「自給的農家」と、「販売農家」中の”自給的農家”を合計すると、総農家数の33%をしめる。

ところで、60年センサスについても同様の検討を行ってみるとどうか。『1960年世界農林業センサス・日本の農業』（農林省統計調査部編）は農家の経済的性格分類として、「非農家に近い農家」「財産的収入がなければかなり困窮している農家」「生活がかなり苦しい農家」「農業収入と兼業収入で生活を支えている農家」「農家らしい農家」の5類型を挙げているが、このうちはじめの三者はいずれも「農産物販売額2万円未満」という共通性を有している。この三者を事実上「自給的農家」として計算すると、この三者の合計は総農家の約40%を占めている。

戦後の半世紀は、自給的農家をむしろ減少させてきた。にもかかわらず、なお、センサス対象農家の3割が自給的性格を色濃く存続させているのである。センサス外に排除された10アール未満規模の農家をふくめるとその数字は決してすくなくないものと予想されよう。

90年センサスの農業集落調査は集落内の共同作業（農道維持、管理、用排水路維持など）が10年前と同じ程度に維持されている（農道で65%、用排水で78%）ことを示しているが、以上にふれた「自給的農家」もこれらの共同作業の構成員であろうことが予想される。いうまでもなく、販売農家のなかにも自給性は完全に払拭されているのではない。日本の農業において、いわばその自給性は、農家経営が農地に密着するその薄いが肝要な次元において農村社会変動の底辺に半世紀を通じて持続してきており、それが今日の〈ムラ〉の在り様と無関係でないように思われる。さらに検討を重ねてみたいことのひとつである（注3）。

このようにしてみると、戦後農村社会の半世紀は、その激動のなかで、何かを新たに獲得し、何ものかを喪失、廃棄し、何ものかを持続させてきたのであり、その意味がここで問われているようにも思われる。

さて、農村社会半世紀の変動のなかで、最後に気にかかる問題のひとつは、このような半世紀の変動を経た今日の農村社会を、〈都市と農村〉という関連軸のなかに置いたときどのように位置づけられ得るかという事柄である。

資本主義社会において、都市が農村を支配する、というのは言いふるされた言葉であるが、それが窮極的にはどのような形態として展開するのが問題である。ルフェーブルはその『都市革命』のなかで、いまや農村は都市の近郊と化したという趣旨のことをのべて

いるが、わが国でもすでに日本列島総都市論が、都市化論者のなかから説かれている。生活様式としてのアーバンイズムが、農民生活のなかに深く浸透したことはもはや否定し難い。そして一時期の山村リゾート化は、山村をまさに都市の一部に包摂する如き事態を感触させた。そこに見出される事態は、農村をして農村たらしめる基層的決定要因は何であるかの問いである。単なる農業の存在によって農村社会はその存在を担保しうるものであろうか。あらためて人類史レベルで検討されるべき課題のようにも思われるが、この課題は雑感の枠を大きくはみ出るものである。(8頁の下段に注が続く)

---

### 第43回(1995年)大会について

大会事務局 河村能夫

- ①大会日程 : エクスカーション : 11月17日(金)  
大会 第1日 : 11月18日(土)  
大会 第2日 : 11月19日(日)

前回『通信』No.178では、1995年大会(京都)日程を11月2・3日と致しましたが、当日は、北京で開かれるアジア社会学会の日程と重なりますので、村研大会は上記のように変更致します。

- ②大会会場 : 亀岡市湯の花温泉、京都レクリエーションセンター亀岡ハイツ  
〒621-02 京都府亀岡市本梅町平松1の1 TEL(0771)26-2345 FAX(0771)26-2348  
大会会場への交通ルートは、JR京都駅より山陰本線(嵯峨野線)にて亀岡駅下車(40分)、亀岡駅より京都交通バスで高芝下車(20分)。JR山陰本線は普通が約20分ごとに、京都交通バスは1時間に1本の割り出でています。

- ③参加費用 : ほぼ例年通りを考えていますが、現在、大会参加費 3,000円、エクスカーション参加費 3,000円、宿泊費(1泊2食) 8,000円、懇親会費 4,000円を予定しております。また、大学院生のために幾分安い費用を設ける予定でいます。

- ④大会事務局 : 河村能夫・山中美由紀・中川ユリ子・(横山勝英:外留) [以上、龍大]  
舟橋和夫 [京女大]、玉里恵美子 [高知女子短大]

連絡先 : 河村能夫(龍大) TEL 075-642-1111(ext.3307); FAX 075-643-8510

- ⑤今後の予定 : ①大会報告受け = 4月始め~6月末  
②大会報告題目掲載 = 『通信』No.180(7月)  
③大会参加申し込み = 7月始め~9月末  
④大会報告要旨締切り = 8月末  
⑤大会報告要旨掲載 = 『通信』No.181(9月)  
⑥95年村研エクスカーション = 11月17日(決定)  
⑦95年村研編集委員会・理事会等 = 11月17日(決定)  
⑧95年村研大会 = 11月18・19日(決定)

## 大会報告の募集案内

研究委員会委員長 河村能夫

例年より大会報告の申し込み期間が早まります。4月始めから6月末までです。ただし、報告要旨の締切りは、例年通り8月末までです。申し込み期間を早めることによって、7月配布予定の『通信』No. 180で、大会報告の題目内容をお知らせすることができます。

従って、95年度大会での報告を考えておられる方は、「仮題」の状態でも結構ですから、この申し込み期間中に申し込みをしてください。大会の運営基本方針は「自由報告」重視で、会員諸氏の自主的な報告が大会の成否を決定することになります。下記の要領に従って大会報告を募集致しますので、会員諸氏の積極的な参加を是非お願い致します。

①大会報告を希望する会員は、氏名と報告題目を所属・連絡先とともに、郵便またはFAXにて6月30日までに、研究委員会委員長河村宛て（〒612 京都市伏見区深草塚本町87 龍谷大学経済学部/FAX 075 (643) 8510）に送付してください。

②『日本村落研究学会 研究通信』にレジメを掲載しますので、8月31日までに東京学芸大学教育学部社会科学学科高田研究室・村研学会事務局宛て（〒184 東京都小金井市貫井北町4-1-1 TEL 0423 (25) 2111/FAX 0423 (21) 6010）に送付してください。

なお、申し込まれた会員全員に報告をして頂きますが、報告時間・質疑応答時間の配分は報告申し込み者数の多少によって変わりますのでご了承ください。参考のために、昨年度の大会では、自由報告の持ち時間は全部で45分でした。

学会改革が決定された第40回大会（於：天草）では、大会運営の基本姿勢として、「当分、特定の大会テーマを設けず、自由報告を重視する」こと、および、「複数の会員による自主的なグループ研究を奨励し、成果のあるものについては、そこでのテーマを全体のテーマとする」ことなどが決定されています。この背景には、「学会大会は、本来、会員が自主的に研究成果を発表し、会員間の忌憚のない相互批判・評価によって、その研究を主体的により深化させる場である」との共通認識があったと理解しています。会員名簿に会員の研究分野を付け加えましたのも、複数会員の自主的なグループ研究を推進するための環境を整えるためです。

昨年の大会では、熊谷（松田）苑子会員・細谷昂会員によって、インタレスト・グループへ向けてのテーマ・セッション「農業と女性－労働と意識の変化をめぐる－」が企画されました。本年度の大会では、同様の趣旨から、嘉田会員による「環境」のテーマ・セッションが企画されています。

### 事務局からのお願い

○次の会員への郵便物が返送されてきました。新住所をご存じの方、事務局まで教えてください。小泉浩郎会員と加藤光一会員です。

○新年度を迎えて、所属や住所が変わった会員は、事務局までご連絡ください。

## 農村女性についての研究会（仙台）

東北大学 細谷昂

報告者：柳谷慶子（聖和学園短期大学講師）

テーマ：近世の農村家族と女性 — 女性史研究の成果から —

日時：1995年1月28日（土）

場所：東北大学大学院情報科学研究科（第二片平分室）

表記のテーマで、近世史研究者である柳谷慶子氏に報告していただいた。

報告はまず、「1. 近世女性史の研究状況」の解説に始まったが、その内容はおよそ次の通りであった。すなわち、近世社会は「女性が歴史の表舞台にまったく登場しない時代」であるが、それに対する研究の第一波として、戦後の井上清と高群逸枝をとりあげることができる。前者の『日本女性史』は「男性による女性の抑圧・支配という視点や発想はない」点が特徴的であり、また後者の『女性の歴史』は近世を「女性の屈辱時代」としているが、その後の研究も含めて「近世女性は虐げられた悲惨な状況という通説」が形成された。しかし1980年以降の女性史研究においては、このような評価を批判・修正することにエネルギーが注がれ、「農工商の庶民身分における女性については、武家と同じ論理で割り切ることはできない」とされるにいたった。

次に「2. 農村家族と女性の評価」をめぐって、従来の研究の整理、紹介がなされた。主な論点は、「家」と女性をめぐる婚姻慣行や「家父長制」についての研究、女性労働をめぐる家内労働、家業労働、雇用労働についての研究などであった。

以上のような従来の近世女性史の研究状況の紹介、問題点の指摘をふまえて、柳谷氏自身の研究による「3. 東北の農村女性について」の分析が提示された。その第一点は、「姉家督慣行をめぐる」であり、宮城県牡鹿郡根岸村の宗門人別帳（天保4年～明治3年）によりながら、「武士と異なり庶民の場合は女性による家の継承も認められていた」ことが明らかにされた。すなわち、この史料には、「女子であっても初生子には『嫡子』『嫡女』という家督推定者を示す記載」があること、実際に初生子が女子で弟がいる場合40件をとりだしてみると、「姉に婿取り」20件（うち婿の相続6）、「弟に嫁取り」11件（うち弟の相続5）、「姉弟ともに婿嫁取り」3件（婿相続3）、「姉は他出し弟は独身」6件という数字が示されていること、また、姉に婿をとってもその婿が跡を継ぐのならば男性継承には変わらないとの説もあるが、たんなる中継継承とはみられない女性の相続人があること、等々の豊富な資料によって説明された。

柳谷氏の研究の第二点は、「介護役割の検討」である。「従来、育児とともに老人、病人の介護は主婦の仕事という理解」がなされてきたが、『仙台孝義録』などの史料によると、近世において「実際は、家長としての当主の役割、あるいは将来の当主の責務」であった、との指摘がなされた。その責務を果たすために、独身男性が結婚できない事例も見いだされるという。

このような柳谷氏の報告は、きわめて興味深いものであった。武家の家制度をモデルにしたとされる明治民法において嫡長男相続が定められ、それによって農民をも含む一般庶

民の家までが規定されたことによって、それが日本の「伝統的」な家制度のあり方のように考えられる傾向があったが、しかし例えば近世の農民の家において、嫡長男が生まれ、しかるべき年齢になって跡を継ぐといった呑気なことをやっていたのであろうか、という疑問を私はかねがねもっていた。男子が最初に生まれればその子が跡を継ぐことですむであろうが、女の子が続いてずっと後になって男子が生まれ、その子が成長するまでには親が年をとってしまうというような場合、嫡長男相続などというたてまえを振りかざしていたのでは、「生活組織」としての家はもたないだろう。そこに性差別がなかったというのではない。ただ、農民などの庶民の家は、男も女も含めて、ぎりぎりの生きるための組織としてあったらうということをお願いなのである。柳谷氏の史料は、ごく限られた地域の、ある特定の時期のものなので、ただちに一般化することはできないが、しかし少なくとも上述のような私の疑問に答えてくれる事例が存在することははっきりしたわけである。

また第二点については、私じしん、「介護は主婦の仕事」という通俗的理解を近世に関してもあまり疑わずにいただけに、大変参考になった。そのような役割分担ができてくるのは、明治以降のことなのであろう。

以上の柳谷氏の研究は、「男性による女性の抑圧・支配」という視点をもちつつも、しかしそれを抽象的、観念的に適用するのではなく、歴史家らしく、具体的な歴史的条件のなかで具体的にとらえるという姿勢に買われており、参会者からは高い評価の声がきかれた。

会員異動（1995年4月5日現在、正会員数：366名）

<新入正会員>

古賀和則（龍谷大学社会学部）

玉 真之介（弘前大学農学部）

松下敬一郎（龍谷大学社会学部）

龍谷大学社会学部

<退会会員>

中野芳彦

<逝去会員>

永田恵十郎

<住所の変更>

二宮哲雄

中野三郎

## 北海道地区研究会報告

静修女子大学 中道仁美

北海道地区では、昨年6月に地区研究会を開催したときに、できれば同年中の12月頃に研究会を再度開くことにしていました。11月の大会時に、話題提供者として、高知大学より北見市近郊に内地留学していらっしゃる大野会員にお願いし、12月17日に開催することができました。

北海道は地理的な広がりもあり、なるべく多くの会員に出席いただきたいので、交通の便の良い北海道大学文学部研究室を、三谷会員にお世話していただきました。一般的関心の高い話題でもあり、なるべく多くの方々に出席していただくこと、一部の北海道社会学会員や職場の同僚、大学院生等にも呼びかけましたが、年末の忘年会シーズンで研究会が重複しており、結果的には、会員9名、非会員2名の合計11名の出席でした。

午後3時から6時まで、標題『西表島の自然と人間－「共存」の可能性を求めて－』を中心に、貴重なスライドを見ながらお話しいただいた後で、質疑応答が行なわれました。沖縄本島についてのスライドもあり、対馬ヤマネコや北海道のエゾシカの話が提供され、自然と人間がいかに共存するべきかについて具体的な提案がなされました。議論も、国や都道府県の方策の現状と今後の具体的対策も含めて、活発かつ有意義なものでした。

研究会終了後、有志で大野会員の歓迎会や忘年会を兼ねて懇親会を持ちました。大野会員の手土産のお酒（高知大会出席者なら皆さんご存じのお酒です）を頂戴しながら、新聞に大きく掲載された昨夏の白樫会員の利尻島遭難事件の顛末（大野会員が同行）、つい最近大野会員と白樫会員のお二人で行われた宮崎調査のことなど、この席でしか聴けないことに話が咲きました。

なお、大野会員については2月に北海道社会学会で話題提供されることになっています。ただ、冬の北海道、土曜日に国立大学で開催することは、避けたいものです。当日（12月17日土曜日）は暖房が入らず、出席者全員オーバーを着込んで、3時間を耐えたというわけです。世話人として大変申し訳ありませんでした。再度、お詫び申し上げます。

~~~~~

（4頁の上段から続く）

（注1）茨城県牛久市の女化集落は筆者の知る限り関東では珍しい近代開拓集落であるが、近年、住民自身の手により分厚い集落史が作られていた。

（注2）これらの問題を考える場合、柳田国男の『明治大正史世相篇』の視点と方法が参考となる。

（注3）これらの自給的農家およびセンサス対象農家を、土地もち労働者と考えるべきだという見解がありうる。＜農地もち市民＞という表現がむしろ適切であるようにも思われるが、いずれにせよ、「農家」とは何か、その社会的存在（経済的存在としてのみならず）に即して考えねばならぬことを要請しているようにも思われる。

明治大学大学院 中澤進之右

筆者は、昨年から農村における国際結婚やアジア系定住外国人花嫁についての資料収集・調査を山形県において開始しました。

国際結婚は、農村の後継者「対策」として取り組まれたことが注目され、嫁不足に悩み、万策尽きた各地の行政関係者の頼みの綱として関心を集め、全国的に広がっています。

ところで、資料収集・調査を進める過程で、各地域の農業委員会、自治体の企画課、教育委員会、生涯学習課、後継者結婚相談所、行政相談委員の皆さんと接し、当研究学会の正会員・団体会員および購読会員としてのニーズが高いという印象を持ちました。当研究学会のことをもっと詳しく知りたいという方が多く、「日本村落研究学会入会のしおり」「入会申込書」を送付したところ、さっそく入会された方もいらっしゃいます。

そこで、提案（というよりアイデアとして）いたします。直接的に農業・農村地域に住み、現場で問題に関わり従事している当事者・担当者の方々に、当研究学会の存在を告知し、認知していただき、入会につなげることを。

具体的な方法としては、①該当する部署や担当者宛にDM送付、②関連するマスコミのパブリシティーでの告知、③既存会員のクチコミ、等々いろいろ有りますが、費用対効果のことも考えれば日本村落研究学会大会の開催地域周辺にターゲットを絞り、メディアを使ってパブリシティーで毎年訴求していくことが効果的であると考えます。

正会員、団体会員、購読会員を獲得・増加させるということは、様々な意味から当研究学会にとって必要と思われませんが御一考を。

#### 編集後記

○『研究通信』は日本村落研究学会のニューズレター、つまり情報や意見を交換する場です。本号には、「農村女性についての研究会（仙台）」（6～7頁）の紹介と、「日本村落研究学会（購読会員）獲得のための提案」（9頁）の投稿を、掲載できました。地区研究会の他にも、会員の興味を引くような研究会が各地にあります。これらを積極的に紹介できればと考えております。また投稿はいつでも大歓迎です。

○前回の総会で会則が改正されましたので、その全文をあらためて載せました。もう一度、目を通して下さい。10～11頁です。

○最後の12頁は「会費納入のお願い」です。宜しくお願い申し上げます。

○地区研究会の案内は別紙になっています。注意して下さい。

## 日本村落研究学会会則

1993年10月 3日承認

1994年11月 2日改正

- 第 一 条 本会は日本村落研究学会（Japanese Association for Rural Studies、通称「村研」）と称する。
- 第 二 条 本会は、「村落社会研究会」を継承し、村落社会に関する各分野の研究者の交流をはかり、その成果を公表する場を用意するとともに、村落社会で生起する課題を解明し、村落社会研究の発展を期すことを目的とする。
- 第 三 条 本会は次の活動を行う。  
（一）大会、研究会の開催。  
（二）研究成果の刊行。  
（三）関連する他の学会や機関との交流。  
（四）その他、本会の目的を達成するのに必要な活動。
- 第 四 条 本会に個人会員および機関会員をおく。
- 第 五 条 本会に入会しようとする者は、理事会の承認を得なければならない。
- 第 六 条 会員は所定の会費を納める。継続して三年間会費を滞納したときは、原則として会員の資格を失う。
- 第 七 条 会員は理事会に申し出ることによって退会することができる。
- 第 八 条 通常総会は毎年一回開催するものとし、臨時総会は理事会の議を経て必要に応じて、会長が召集する。
- 第 九 条 総会は最高の決議機関である。総会の決議は、出席した会員の過半数による。
- 第一〇条 本会には理事、会長、副会長、事務局長および監事をおく。  
理事は約二〇名とし、理事会を構成し、会務を執行する。  
会長は本会を代表し、会務を統括する。  
副会長は会長を補佐する。  
事務局長は事務局を構成し、会の事務を執行する。  
監事は会計を監査する。
- 第十一 条 理事、監事は総会において選出される。会長、副会長は理事の互選によって選任し、総会に報告する。事務局長は理事を兼任する。
- 第一二 条 理事の任期は二年とし、連続して三期以上務めることはできない。会長の任期は二年とし、再選は認めない。事務局長の任期は原則として一年とする。
- 第一三 条 本会は第三条の活動を行うために、必要に応じて各種の委員会を設置することができる。委員は理事会が委嘱する。委員会の長は理事が務める。
- 第一四 条 本会会則の改正は、理事会の提案もしくは会員の五分の一以上の提案により総会に提出できる。ただし、会則の変更は、総会において、出席した会員の三分の二以上の同意を必要とする。

以上

## <会費細則>

会員は会費として、毎年四月に次の金額を納めなければならない。

会費 六〇〇〇円。ただし大学院生は四〇〇〇円とする。

## <運用申し合わせ事項>

### [役員・委員等の選出]

- ・理事は総会における選挙で一〇名を選び、残り一〇名ほどを地区割り、専門などを考慮し、新任理事が選出する。
- ・理事の一部は特定の会務を担当する（企画担当理事、編集担当理事など）。
- ・事務局長の選任方法は従来への慣行による。
- ・会計監事は前任事務局長が担当する。
- ・第一三条にもとづく現行の委員会は編集委員会、国際交流委員会および研究委員会である。また、国際交流委員のうち一名は国際農村社会学会（IRSA）のもとにあるアジア農村社会学会準備会（ARSWG）の組織委員を兼任する。
- ・研究大会実施にあたり、大会事務局を設ける。

### [事務局代行事項]

- ・第五条にもとづく入退会の手続きは便宜上、事務局長の判断にゆだね、理事会はその結果の報告を受ける。

### [大会テーマ]

- ・当分、特定の大会テーマを設けず、自由報告を重視する。
- ・複数の会員による自主的なグループ研究を奨励し、成果のあるものについては、そこでテーマを全体のテーマとする。自主的な研究グループ（「～研究会」と称す）は構成員の募集と研究の経緯を「研究通信」を通じて会員に知らせることが望ましい。
- ・「研究委員会」は、大会および研究会のあり方を検討し、活動を推進する。

### [編集委員会]

- ・編集委員会の内部に、「村研年報 編集委員会」と「村研ジャーナル 編集委員会」とを設ける。
- ・「村研年報」については企画機能を強めて編集・審査にあたる。  
「村研ジャーナル」については投稿論文を中心とし、編集・審査にあたる。
- ・編集委員会は、次年度の年報のゆるやかなテーマを、大会時まで設定する。
- ・編集委員会は、自主的な研究グループ（研究会）の成果を重視し、それを年報として出すこともあり得る。
- ・編集委員会は、年報および研究通信の今後のあり方について検討する。

## 会費納入のお願い

◇1995年度会費を未納の会員はよろしくご協力をお願いいたします。

日本村落研究学会の〈会費細則〉は次のとおりです。「会員は会費として、毎年四月に次の金額を納めなければならない。会費 六〇〇〇円。ただし大学院生は四〇〇〇円とする。」

◇1994年度以前の会費についても、未納の会員は是非ともご協力ください。

◇1991年度以前から会費を滞納している会員に対して、次号の『村研ジャーナル』(No. 3 1995年9月発行予定)を発送することについては、理事会の検討を待ちたいと思います。

学会会則は次のとおりです。「第六条 会員は所定の会費を納める。継続して三年間会費を滞納したときは、原則として会員の資格を失う。」

該当者が17名います。このため年2回発行の『村研ジャーナル』(一冊1,200円)を送付しますと、1年間で4万円ほどを学会で負担しなければなりません。滞納会員に『村研ジャーナル』を今後とも発送すべきかどうかについては、次の第3回理事会(4月22日)で検討をお願いする予定です。

ちなみに、日本社会学会では、滞納者に対して学会誌は送付しません。ニュースレターは3年間だけ送り、その後は発送停止となります。会計年度は4月～3月です。冬のニュースレターで翌年度の会費を請求し、それを納入した会員のみが学会誌(6月、9月、12月、3月)を受け取れます。

この点で、村研のやり方は変則的です。会則には年度の規定がありませんが、慣例により、秋の総会によって新事務局が発足し、新年度が始まります。しかし、会則によれば、会費は「毎年四月に……納めなければならない」とあります。そのうえ『村研ジャーナル』の発行は3月と9月に予定されています。こうなりますと、秋の総会で新年度が始まり、翌年の3月に『村研ジャーナル』が発送され、そのあとの4月に会費が納入される、という順序になってしまいます。もっとも秋の総会で会費を納入する会員が多いのですが。

いずれにせよ他の学会を参考にして、滞納者への対策を考える必要があります。ご意見がありましたら事務局までお願いします。

◇未納分については、その内訳を同封いたしました。送金には郵便振替用紙をご利用ください。昨年から『村研ジャーナル』を発行し、学会の財政に余裕はなく、ご理解をいただければ幸いです。なお、未納分の記載に誤りがありました場合は、事務局までご連絡ください。行き違いの節はご容赦ください。

あとがき

阪神大震災は学会については殆ど影響がありませんでした。ただし被災された会員がいるようにも聞いております。少しでも早い研究活動への復帰をお祈りいたします。

## 東北地区研究会のお知らせ

日時 : 7月15日(土) 午後2時30分から

場所 : 東北学院大学・土樋キャンパス  
90周年記念館・2階・第1会議室

報告者とテーマ

岩本由輝氏・タイ農村の現状 一 家族と宗教のあり方を中心に一

小林一穂氏・中国華北農村の現状 一 家族生活、近隣関係を中心に一

## 農村女性についての研究会(仙台)のお知らせ

日時 : 4月22日(土) 午後1時30分から

場所 : 東北大学大学院情報科学研究科・第2片平分室  
1階・111号(ゼミナール)室

報告者とテーマ

阿部和枝氏・私と農村女性の出会い

(阿部さんは東北大学農学部卒、ながいこと宮城県にあって、普及員を指導する立場で仕事をしてこられた方です。)

---

## アジア社会学会のお知らせ

日本村落研究学会 事務局

今年11月2-5日、中国北京でアジア社会学会大会が開催されます。

村研大会でお知らせしましたように、一昨年発足した中国農村社会学会との交流を進めたいと思ってきましたが、大会のテーマは村研会員が十分に関心をもち得るものであると考えますので、今年は独自の交流を進めるよりは、このアジア社会学会の機会を利用して交流した方がよいのではないかと考えました。

- 1)大会案内と参加申し込みのための書類一式は、日本社会学会または村研事務局までお問い合わせください。
  - 2)参加申し込みの締切は、5月31日に延期されました。ファックスでの申し込みも認められます。
  - 3)中国農村社会学会が、大会開催日の前後に農村の調査・視察などの便宜を計らってくれる可能性が高まっています。そのために、申し込みをされた方は高橋明善会員までご連絡ください。参加人数が確定しなくては、窓口である中国社会科学院社会学部長(中国農村社会学会副会長)の陸学芸氏との交渉ができませんので、是非ご連絡ください。
  - 4)大会報告は日本語でもよいのでふるってご参加ください。
-

## 九州地区研究会のお知らせ

1. 日時 : 6月3日(土) 午後1時30分～4時30分
2. 会場 : 熊本県立大学会議室
3. 発表者 : 山田忠昭氏(熊本開発研究センター)  
テーマ「日本一づくり運動以後の地域づくり -熊本の現状-」
4. 世話役 : 古賀倫嗣(熊大教育)  
米沢和彦(熊本県立大)  
神田嘉延(鹿大教育)

## 中部・近畿地区研究会のお知らせ

1. 報告テーマ・報告者  
今回のテーマ: 「村落社会と環境問題」  
(1) 村落社会研究と環境問題 嘉田由紀子氏(滋賀県琵琶湖博物館準備室)  
(2) 農業水利と農家組織 渡辺紹裕氏(京都大学農学部)
2. 日時 5月27日(土) 13時30分～17時
3. 会場 京大会館 103号室  
京都市左京区下阿達町 電話:075-751-8311
4. 連絡先 古川 彰  
〒470-03 豊田市貝津町床立101 中京大学社会学部 古川研究室  
電話:0565-45-0971(内線)431 Fax:0565-46-1264  
〒468 名古屋市天白区植田山3-1910 #105  
電話(Fax 兼用)052-781-4553

## 関東地区研究会のお知らせ

1. 報告テーマ・報告者  
テーマ: 「中山間地問題と政策」  
(1) 日本農業の中山間地帯問題 小田切徳美氏(高崎経済大学)  
(2) ドイツの中山間地政策 市田知子氏(農業総合研究所)
2. 日時 6月3日(土) 14時00分～17時00分
3. 会場 明治大学大学院(部屋番号は当日、1階入口に掲示)  
東京都中央区神田駿河台(JR御茶の水駅下車)
4. 連絡先 柿崎京一  
勤務先 0429-49-8111(ext.3553)(早稲田大学人間科学部)